

協議第30号

下水道関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-18 下水道関係事業の取扱い
	<ol style="list-style-type: none"><li>1 下水道事業及び個別排水処理施設整備事業については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></li><li>2 下水道受益者負担金(分担金)については、<u>次のとおり取り扱うものとする。</u><ol style="list-style-type: none"><li>(1) <u>公共下水道事業及び流域関連公共下水道事業地域の負担金の額及び賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></li><li>(2) <u>農業集落排水事業地域の分担金の額及び賦課については、新町において調整する。</u></li><li>(3) <u>各事業に係る負担金(分担金)の徴収及び減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></li></ol></li><li>3 <u>個別排水処理施設受益者分担金については、幕別町の例により、合併時に再編する。</u></li><li>4 <u>下水道使用料については、次のとおり取り扱うものとする。</u><ol style="list-style-type: none"><li>(1) <u>使用料の額については、合併する年度の翌年度に統一する。</u></li><li>(2) <u>使用水量の認定及び賦課については、使用料の設定に合わせて、合併する年度の翌年度に再編する。</u></li><li>(3) <u>徴収については、幕別町の例により、合併時に統合する。</u></li><li>(4) <u>減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></li></ol></li><li>5 <u>個別排水処理施設使用料については、次のとおり取り扱うものとする。</u><ol style="list-style-type: none"><li>(1) <u>使用料の額については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、忠類地区については、合併する年度の翌年度以降3年度以内の経過措置により段階的に調整し統一する。</u></li><li>(2) <u>賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></li><li>(3) <u>徴収については、忠類村の例により、合併時に統合する。</u></li><li>(4) <u>減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></li></ol></li><li>6 <u>下水道占用料については、幕別町の例により、合併時に統一する。</u></li><li>7 <u>下水道資金貸付制度及び個別排水処理施設資金貸付制度については、合併時に再編する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。</u></li><li>8 <u>下水道補助制度については、幕別町の例により、合併時に統合する。</u></li><li>9 <u>個別排水処理施設補助制度については、幕別町の例を基準に、合併時に再編する。</u></li></ol>

「協議第30号 下水道関係事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22-18 下水道関係事業の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	<p>1 略</p> <p>2 下水道受益者負担金(分担金)については、次の<u>区分により調整する。ただし、合併前に決定した負担金(分担金)については、新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>(1) 公共下水道事業、流域関連公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業地域の負担金(分担金)の額及び賦課については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>(2) 農業集落排水事業地域の分担金の額については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地区については、更別村の例により、平成20年度に統一する。</u></p> <p>(3) 農業集落排水事業地域の分担金の賦課については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地区については、更別村の例により、平成20年度に再編する。</u></p> <p>(4) 各事業に係る負担金(分担金)の徴収及び減免については、<u>幕別町の例により、合併時に再編する。</u></p> <p>3 個別排水処理施設受益者分担金については、<u>次の区分により調整する。ただし、合併前に決定した分担金については、新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>(1) <u>分担金の額については、合併時に統一する。</u></p> <p>(2) <u>賦課については、更別村の例により、合併時に再編する。</u></p> <p>(3) <u>徴収については、合併時に再編する。</u></p> <p>(4) <u>減免については、幕別町の例により、合併時に再編する。</u></p>	<p>1 略</p> <p>2 下水道受益者負担金(分担金)については、<u>次のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p>(1) 公共下水道事業及び流域関連公共下水道事業地域の負担金の額及び賦課については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>(2) 農業集落排水事業地域の分担金の額及び賦課については、<u>新町において調整する。</u></p> <p>(3) 各事業に係る負担金(分担金)の徴収及び減免については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>3 個別排水処理施設受益者分担金については、<u>幕別町の例により、合併時に再編する。</u></p>

協議項目	22-18 下水道関係事業の取扱い(つづき)	
調整の内容	決定済	再提案
	<p>4 下水道使用料については、次の区分により調整する。</p> <p>(1) 使用料の額については、<u>合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成19年度に統一する。</u></p> <p>(2) 使用水量の認定及び賦課については、使用料の設定に合わせて、<u>平成19年度に再編する。</u></p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>5 個別排水処理施設使用料については、次の区分により調整する。</p> <p>(1) 使用料の額については、<u>合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成19年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し統一する。</u></p> <p>(2) 賦課については、<u>使用料の設定に合わせて、幕別町及び忠類村の例により、平成19年度に統合する。</u></p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>6 略</p> <p>7 下水道資金貸付制度及び個別排水処理施設資金貸付制度については、<u>更別村の例により、合併時に統合する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>8 下水道補助制度については、<u>更別村の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>9 個別排水処理施設補助制度については、<u>合併時に再編する。</u></p>	<p>4 下水道使用料については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 使用料の額については、<u>合併する年度の翌年度に統一する。</u></p> <p>(2) 使用水量の認定及び賦課については、使用料の設定に合わせて、<u>合併する年度の翌年度に再編する。</u></p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>5 個別排水処理施設使用料については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 使用料の額については、<u>幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、忠類地区については、合併する年度の翌年度以降3年度以内の経過措置により段階的に調整し統一する。</u></p> <p>(2) 賦課については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>6 略</p> <p>7 下水道資金貸付制度及び個別排水処理施設資金貸付制度については、<u>合併時に再編する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>8 下水道補助制度については、<u>幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>9 個別排水処理施設補助制度については、<u>幕別町の例を基準に、合併時に再編する。</u></p>

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
下水道受益者負担金(分担金)	<p>【対象事業】 公共下水道事業、流域関連公共下水道事業</p> <p>【負担金の額】 ・土地の面積に1㎡当たり380円を乗じて得た額</p> <p>【賦課】 供用開始の年度に公告し翌年度に賦課</p> <p>【徴収】 ・納付方法 分割納付 5年 (一括納付制度あり)</p> <p>・負担金の納期 第1期 6月16日～同月30日 第2期 8月16日～同月31日 第3期 10月16日～同月31日 第4期 12月1日～同月25日</p> <p>・各納期の負担金の額は各受益者の当該年度の負担金の額を4で除して得た額</p>	該当なし	<p>次の区分により調整する。ただし、合併前に決定した負担金(分担金)については、新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(1) 公共下水道事業、流域関連公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業地域の負担金(分担金)の額及び賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 農業集落排水事業地域の分担金の額については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地区については、更別村の例により、平成20年度に統一する。</p>	<p>次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 公共下水道事業及び流域関連公共下水道事業地域の負担金の額及び賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 農業集落排水事業地域の分担金の額及び賦課については、新町において調整する。</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
下水道受益者負担金(分担金) (つづき)	<p>【減免】</p> <p>国又は地方公共団体が、公用に供し又は供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>国又は地方公共団体が、その企業の用に供している土地に係る受益者</p> <p>国又は地方公共団体が、公共の用に供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>公の生活扶助により保護を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者</p> <p>事業のため、土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者</p> <p>前記に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者</p>		<p>(3) <u>農業集落排水事業地域の分担金の賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地区については、更別村の例により、平成20年度に再編する。</u></p> <p>(4) <u>各事業に係る負担金(分担金)の徴収及び減免については、幕別町の例により、合併時に再編する。</u></p>	<p>(3) <u>各事業に係る負担金(分担金)の徴収及び減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p>

区分	現況		調整の具体的内容																																					
	幕別町	忠類村	決定済	再提案																																				
下水道使用料	<p>【使用料の額】 消費税抜き ・月額 (一般用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>排出量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10m<sup>3</sup>まで</td> <td>1,160円</td> </tr> <tr> <td>10m<sup>3</sup>を超えるもの</td> <td>1m<sup>3</sup>につき117円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(公衆浴場)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>排出量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100m<sup>3</sup>まで</td> <td>2,912円</td> </tr> <tr> <td>100m<sup>3</sup>を超えるもの</td> <td>1m<sup>3</sup>につき30円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【使用水量の認定】 水道水を使用した場合 水道の使用水量 水道水以外の水を使用した場合 その使用水量とする。使用水量の決定は使用水量を測定し得る機器があるときは、計測装置により測定された水量により、計測機器がないときは次の基準により認定</p> <p>～基準～ ア. 家事にのみ使用する場合 1戸5人まで10m<sup>3</sup>。1人増すごとに2m<sup>3</sup>、浴槽1個につき3m<sup>3</sup>、水洗式大便器1個につき2m<sup>3</sup>、水洗式小便器1個につき1m<sup>3</sup>、大小兼用便器1個につき3m<sup>3</sup>。</p>	排出量	金額	10m <sup>3</sup> まで	1,160円	10m <sup>3</sup> を超えるもの	1m <sup>3</sup> につき117円	排出量	金額	100m <sup>3</sup> まで	2,912円	100m <sup>3</sup> を超えるもの	1m <sup>3</sup> につき30円	<p>【使用料の額】 消費税込み ・月額 (一般用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>排出量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8m<sup>3</sup>まで</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>8m<sup>3</sup>を超えるもの</td> <td>1m<sup>3</sup>につき140円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(団体用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>排出量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20m<sup>3</sup>まで</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>20m<sup>3</sup>を超えるもの</td> <td>1m<sup>3</sup>につき140円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【使用水量の認定】 水道水を使用した場合 水道の使用水量 水道水以外の水を使用した場合 揚水量とする。この場合の揚水量の決定は、揚水量測定器又は揚水量を測定し得る機器があるときは、それにより測定された水量により、それがないときは、次の基準により認定</p> <p>～基準～ ア. 家事にのみ使用する場合 1人当たり2m<sup>3</sup>。浴槽1個につき3m<sup>3</sup>、水洗式大便器1個につき2m<sup>3</sup>、水洗式小便器1個につき1m<sup>3</sup>、大小兼用便器1個につき3m<sup>3</sup>。</p>	排出量	金額	8m <sup>3</sup> まで	1,300円	8m <sup>3</sup> を超えるもの	1m <sup>3</sup> につき140円	排出量	金額	20m <sup>3</sup> まで	3,300円	20m <sup>3</sup> を超えるもの	1m <sup>3</sup> につき140円	<p>次の区分により調整する。</p> <p>(1) 使用料の額については、合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成19年度に統一する。</p> <p>(2) 使用水量の認定及び賦課については、使用料の設定に合わせて、平成19年度に再編する。</p> <p>(3)及び(4) 略</p>	<p>次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 使用料の額については、次のとおり合併する年度の翌年度に統一する。 ・月額 消費税込み (一般用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>排出量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10m<sup>3</sup>まで</td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td>10m<sup>3</sup>を超えるもの</td> <td>1m<sup>3</sup>につき140円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(公衆浴場)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>排出量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100m<sup>3</sup>まで</td> <td>3,515円</td> </tr> <tr> <td>100m<sup>3</sup>を超えるもの</td> <td>1m<sup>3</sup>につき35円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 使用水量の認定及び賦課については、使用料の設定に合わせて、合併する年度の翌年度に再編する。</p> <p>(3)及び(4) 略</p>	排出量	金額	10m <sup>3</sup> まで	1,400円	10m <sup>3</sup> を超えるもの	1m <sup>3</sup> につき140円	排出量	金額	100m <sup>3</sup> まで	3,515円	100m <sup>3</sup> を超えるもの	1m <sup>3</sup> につき35円
排出量	金額																																							
10m <sup>3</sup> まで	1,160円																																							
10m <sup>3</sup> を超えるもの	1m <sup>3</sup> につき117円																																							
排出量	金額																																							
100m <sup>3</sup> まで	2,912円																																							
100m <sup>3</sup> を超えるもの	1m <sup>3</sup> につき30円																																							
排出量	金額																																							
8m <sup>3</sup> まで	1,300円																																							
8m <sup>3</sup> を超えるもの	1m <sup>3</sup> につき140円																																							
排出量	金額																																							
20m <sup>3</sup> まで	3,300円																																							
20m <sup>3</sup> を超えるもの	1m <sup>3</sup> につき140円																																							
排出量	金額																																							
10m <sup>3</sup> まで	1,400円																																							
10m <sup>3</sup> を超えるもの	1m <sup>3</sup> につき140円																																							
排出量	金額																																							
100m <sup>3</sup> まで	3,515円																																							
100m <sup>3</sup> を超えるもの	1m <sup>3</sup> につき35円																																							

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
下水道使用料 (つづき)	<p>イ.その他の場合 使用状況等を考慮して決定 水道水と水道水以外の水を併用す る場合 と の合算値</p> <p>【賦課】 使用料は1月ごとに賦課 使用日数2分の1以下は、使用水 量を翌月又は前月使用料に加算 使用日数2分の1を超える場合 は、1月の額</p> <p>【徴収】 ・納期 使用水量を決定した日の属する翌月 末日</p> <p>【減免】 公益上その他特別の事情があると認 めたとき</p>	<p>イ.その他の場合 使用状況等を考慮して決定 水道水と水道水以外の水を併用し た場合 と の合算値</p> <p>【賦課】 使用料は1月ごとに賦課 基本料金に満たない場合 使用日数10日以内は3分の1の額 使用日数10日から20日以内は3分 の2の額 使用日数20日超は、1月の額</p> <p>【徴収】 ・納期 使用水量を決定した日の属する翌月 21日</p> <p>【減免】 幕別町と同一</p>		
下水道資金貸付制 度	<p>【水洗便所改造等資金貸付制度】</p> <p>・貸付対象 公共下水道の処理区域内において 既設住宅の便所を水洗式に改造す るため及び排水設備を設置するた めの工事で、処理区域になった日か ら3年以内の工事を対象</p>	<p>【排水設備改造資金貸付制度】</p> <p>・貸付対象 農業集落排水の処理区域内にある 家屋の所有者又はその所有者の同 意を得た者で、処理区域になった日 から3年以内の工事を対象</p>	<p>更別村の例により、合併 時に統合する。ただし、合 併前に決定した貸付につ いては、新町に引き継ぐも のとする。</p>	<p>合併時に再編する。た だし、合併前に決定した貸 付については、新町に引き 継ぐものとする。</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
下水道資金貸付制度（つづき）	<p>下水道に関する他の条例による補助金の交付を受けた工事は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸付限度額 1基につき50万円（1戸につき2基まで貸付可能）</li> <li>貸付金の償還 償還期間を50カ月以内の無利子とし、1万円の元金均等の方法による月賦償還</li> </ul>	<p>下水道に関する他の条例による補助金の交付を受けた工事を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸付限度額 1基につき50万円（1戸につき2基まで貸付可能）</li> <li>貸付金の償還 償還期間を50カ月以内の無利子とし、元金均等の方法による月賦償還</li> </ul>		
下水道補助制度	<p>【水洗便所設置補助制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助対象 公共下水道の処理区域内において建物を所有し、又は所有者の同意を得て、当該建物の汲み取り便所を、水洗便所に改造するため便器、洗浄用具及びこれに伴う給水装置及び排水設備を設置するための工事で、処理区域になった日から3年以内の工事を対象 水洗便所改造等資金貸付の融資を受けていない者</li> <li>補助金額 改造する便器1基につき4万円（最高2基まで）</li> </ul>	<p>【排水設備改造資金補助制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助対象 農業集落排水の処理区域内にある家屋の所有者又はその所有者の同意を得た者で、処理区域になった日から3年以内の工事を対象 下記の特例の補助（1）のみ排水設備改造資金の融資を受けていない者</li> <li>補助金額 通常の補助 1戸につき10万円以内 特例の補助（1） 1戸につき3万円以内</li> </ul>	<p>更別村の例により、合併時に統合する。</p>	<p>幕別町の例により、合併時に統合する。</p>



区 分	現 況		調整の具体的内容																																							
	幕別町	忠類村	決定済	再提案																																						
下水道補助制度 (つづき)		特例の補助(2) 1戸につき壁面線までの距離が 30mを超える場合はその超えた 分の工事費を全額補助 及び は、 の上乗せ補助																																								
個別排水処理施設 受益者分担金	<p><b>【分担金の額】</b></p> <table border="0"> <tr><td>5人槽</td><td>92,000円</td></tr> <tr><td>6人槽</td><td>124,000円</td></tr> <tr><td>7人槽</td><td>153,000円</td></tr> <tr><td>8人槽</td><td>172,000円</td></tr> <tr><td>10人槽</td><td>229,000円</td></tr> <tr><td>11～20人槽</td><td>310,000円</td></tr> <tr><td>21～30人槽</td><td>513,000円</td></tr> <tr><td>31～40人槽</td><td>673,000円</td></tr> <tr><td>41～50人槽</td><td>862,000円</td></tr> </table> <p><b>【賦課】</b> ・浄化槽を設置した年度に賦課</p> <p><b>【徴収】</b> ・納付方法 一括納付(分割納付制度なし) ・納期 設置した翌月末日</p>	5人槽	92,000円	6人槽	124,000円	7人槽	153,000円	8人槽	172,000円	10人槽	229,000円	11～20人槽	310,000円	21～30人槽	513,000円	31～40人槽	673,000円	41～50人槽	862,000円	該当なし	<p>次の区分により調整する。 ただし、合併前に決定した 分担金については、新町に 引き継ぐものとする。</p> <p>(1) 分担金の額につい ては、次のとおり合併時 に統一する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>5人槽</td><td>92,000円</td></tr> <tr><td>6人槽</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td>7人槽</td><td>140,000円</td></tr> <tr><td>8人槽</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td>10人槽</td><td>180,000円</td></tr> <tr><td>11～20人槽</td><td>260,000円</td></tr> <tr><td>21～30人槽</td><td>513,000円</td></tr> <tr><td>31～40人槽</td><td>673,000円</td></tr> <tr><td>41～50人槽</td><td>862,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 賦課については、 更別村の例により、合併 時に再編する。</p>	人槽別	金額	5人槽	92,000円	6人槽	120,000円	7人槽	140,000円	8人槽	150,000円	10人槽	180,000円	11～20人槽	260,000円	21～30人槽	513,000円	31～40人槽	673,000円	41～50人槽	862,000円	幕別町の例により、合併時 に再編する。
5人槽	92,000円																																									
6人槽	124,000円																																									
7人槽	153,000円																																									
8人槽	172,000円																																									
10人槽	229,000円																																									
11～20人槽	310,000円																																									
21～30人槽	513,000円																																									
31～40人槽	673,000円																																									
41～50人槽	862,000円																																									
人槽別	金額																																									
5人槽	92,000円																																									
6人槽	120,000円																																									
7人槽	140,000円																																									
8人槽	150,000円																																									
10人槽	180,000円																																									
11～20人槽	260,000円																																									
21～30人槽	513,000円																																									
31～40人槽	673,000円																																									
41～50人槽	862,000円																																									

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
個別排水処理施設 受益者分担金 (つづき)	<p>【減免】</p> <p>生活保護法により保護を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者事業のため、費用の一部を負担し、又は土地若しくは物件を提供した受益者</p> <p>前記に掲げる受益者のほか、その状況により特に分担金を減免する必要があると認められる家屋に係る受益者</p>		<p>(3) <u>徴収については、次のとおり合併時に再編する。</u></p> <p><u>納付方法</u></p> <p><u>分割納付 5年</u></p> <p><u>(一括納付制度あり)</u></p> <p><u>納期</u></p> <p>第1期 <u>6月16日</u> ~ <u>同月30日</u></p> <p>第2期 <u>8月16日</u> ~ <u>同月31日</u></p> <p>第3期 <u>10月16日</u> ~ <u>同月31日</u></p> <p>第4期 <u>12月1日</u> ~ <u>同月25日</u></p> <p>(4) <u>減免については、幕別町の例により、合併時に再編する。</u></p>	

区 分	現 況		調整の具体的内容																																									
	幕別町	忠類村	決定済	再提案																																								
個別排水処理施設 使用料	<p>【使用料の額】 消費税込み ・月額</p> <table border="1"> <tr><td>5人槽</td><td>2,600円</td></tr> <tr><td>6人槽</td><td>2,900円</td></tr> <tr><td>7人槽</td><td>3,200円</td></tr> <tr><td>8人槽</td><td>3,500円</td></tr> <tr><td>10人槽</td><td>4,200円</td></tr> <tr><td>11~20人槽</td><td>5,400円</td></tr> <tr><td>21~30人槽</td><td>7,700円</td></tr> <tr><td>31~40人槽</td><td>10,300円</td></tr> <tr><td>41~50人槽</td><td>13,600円</td></tr> </table> <p>【賦課】 使用開始月から賦課 15日未満 月額の2分の1 15日以上 月額</p> <p>【徴収】 ・納期 毎月30日まで</p> <p>【減免】 公益上その他特別の理由があるとき</p>	5人槽	2,600円	6人槽	2,900円	7人槽	3,200円	8人槽	3,500円	10人槽	4,200円	11~20人槽	5,400円	21~30人槽	7,700円	31~40人槽	10,300円	41~50人槽	13,600円	<p>【使用料の額】 消費税込み ・月額</p> <table border="1"> <tr><td>5人槽</td><td>2,560円</td></tr> <tr><td>7人槽</td><td>2,560円</td></tr> <tr><td>10人槽</td><td>2,560円</td></tr> </table> <p>【賦課】 幕別町と同一</p> <p>【徴収】 ・納期 毎月月末</p> <p>【減免】 幕別町と同一 マンホールポンプ使用者に対し 減免を適用</p>	5人槽	2,560円	7人槽	2,560円	10人槽	2,560円	<p>次の区分により調整する。</p> <p>(1) 使用料の額については、合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成19年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し統一する。</p> <p>(2) 賦課については、使用料の設定に合わせて、幕別町及び忠類村の例により、平成19年度に統合する。</p> <p>(3)及び(4) 略</p>	<p>次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 使用料の額については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、忠類地区については、合併する年度の翌年度以降3年度以内の経過措置により段階的に調整し統一する。</p> <p>忠類地区の段階的人槽別使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>2,600円</td> <td>2,600円</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td>2,900円</td> <td>3,200円</td> <td>3,200円</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> <td>3,100円</td> <td>3,700円</td> <td>4,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(3)及び(4) 略</p>		H18	H19	H20	5人槽	2,600円	2,600円	2,600円	7人槽	2,900円	3,200円	3,200円	10人槽	3,100円	3,700円	4,200円
5人槽	2,600円																																											
6人槽	2,900円																																											
7人槽	3,200円																																											
8人槽	3,500円																																											
10人槽	4,200円																																											
11~20人槽	5,400円																																											
21~30人槽	7,700円																																											
31~40人槽	10,300円																																											
41~50人槽	13,600円																																											
5人槽	2,560円																																											
7人槽	2,560円																																											
10人槽	2,560円																																											
	H18	H19	H20																																									
5人槽	2,600円	2,600円	2,600円																																									
7人槽	2,900円	3,200円	3,200円																																									
10人槽	3,100円	3,700円	4,200円																																									

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
個別排水処理施設 資金貸付制度	<p>【水洗便所改造等資金貸付制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸付対象 個別排水処理施設の処理区域内において既設住宅の便所を水洗式に改造するため及び排水設備を設置するための工事で、設置後の期限は特に定めていない 下水道に関する他の条例による補助金の交付を受けた工事は除く</li> <li>貸付限度額 1基につき50万円（1戸につき2基まで貸付可能）</li> <li>貸付金の償還 償還期間を50カ月以内の無利子とし、1万円の元金均等の方法による月賦償還</li> </ul>	<p>【排水設備改造資金貸付制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸付対象 個別排水処理施設の区域内にある家屋の所有者又はその所有者の同意を得た者で、平成15年度までに設置した個別排水処理施設に接続する工事を対象 下水道に関する他の条例による補助金の交付を受けた工事を含む</li> <li>貸付の限度額 1基につき50万円（1戸につき2基まで貸付可能）</li> <li>貸付金の償還 償還期間を50カ月以内の無利子とし、元金均等の方法による月賦償還</li> </ul>	<p>更別村の例により、合併時に統合する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。</p>	<p>合併時に再編する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
個別排水処理施設 補助制度	<p>【水洗便所設置補助制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象 個別排水処理施設の処理区域内において建物を所有し、又は所有者の同意を得て、当該建物の汲み取り便所を、自己資金をもって水洗便所に改造するため便器、洗浄用具及びこれに伴う給水装置及び排水設備を設置するための工事で、設置後の期限は特に定めていない 水洗便所改造等資金貸付の融資を受けていない者</li> <li>・補助金額 改造する便器 1 基につき 4 万円（最高 2 基まで）</li> </ul>	<p>【排水設備改造資金補助制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象 個別排水処理施設の区域内にある家屋の所有者又はその所有者の同意を得た者で、平成15年度までに設置した個別排水処理施設に接続する工事を対象 下記の特例の補助のみ排水設備改造資金の融資を受けていない者</li> <li>・補助金額 通常の補助 1 戸につき10万円以内 特例の補助 1 戸につき 3 万円以内 は、 の上乗せ補助</li> </ul>	<p>次のとおり合併時に再編する。</p> <p><u>補助対象</u> <u>排水処理施設に接続するため、既設の便所を水洗式に改造、又は排水設備を設置するための工事で、設置後 1 年以内の工事を対象</u></p> <p><u>補助金額</u> <u>1 戸につき 5 万円</u></p>	<p>幕別町の例を基準に、合併時に再編する。</p>